

山形県公立大学法人評価委員会規則

平成20年10月14日

山形県規則第87号

最終改正 令和5年4月1日山形県規則第23号
山形県公立大学法人評価委員会規則をここに公布する。

山形県公立大学法人評価委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県公立大学法人評価委員会条例（平成20年10月県条例第48号）第6条の規定に基づき、山形県公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の庶務に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の庶務)

第2条 委員会の庶務は、総務部高等教育政策・学事文書課及び健康福祉部健康福祉企画課において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年4月1日規則第33号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年4月1日規則第27号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年4月1日規則第23号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。